

## 熊本市上下水道局公用車賃貸借(下水道事業)(長期継続契約) 仕様書

熊本市上下水道局公用車賃貸借契約(下水道事業)(長期継続契約)の実施については、契約書及び本仕様書によるほか、細部については、本局の指示に基づいて行わなければならない。

なお、この賃貸借契約は、熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号及び熊本市契約事務取扱規則第16条の2第1項第5号に基づく長期継続契約である。

### 1. 件名

熊本市上下水道局公用車賃貸借(下水道事業)(長期継続契約)

### 2. 履行期間

2019年(平成31年)4月1日から2024年(平成36年)3月31日まで(60ヶ月)

### 3. 履行場所

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1)熊本市上下水道局        | 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 |
| (2)維持補修センター        | 熊本市西区蓮台寺5丁目7番35号  |
| (3)中部浄化センター        | 熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号   |
| (4)西部土木センター河川公園整備課 | 熊本市西区蓮台寺5丁目7番1号   |
| (5)河川課             | 熊本市中央区手取本町1番1号    |

### 4. リースの形態について

メンテナンスリース方式：23台

### 5. リース内容について

#### (1)点検及び整備

内 容	時 期
車検及び法定点検(代車を提供すること)	法定時
巡回点検(走行距離調査を含む)	3ヶ月に1回
安全点検	6ヶ月に1回
タイヤ交換	必要な時期
パンク修理	〃
バッテリー交換	〃
オイル交換	〃
エレメント交換	〃
消耗品の交換	〃
故障・修理(ロードサービス含む)	〃

※ 車検及び法定点検は、実施予定の40日～1ヶ月前に通知し、日程調整を行ったうえで実施すること。

※ 点検及び整備については、実施後に状況を報告すること。(様式は各社の様式で可)

#### (2)任意保険加入のこと

保険契約の相手方は、各社の取引関係会社で可。ただし、事故発生時に責任を持って事故処理に対応できる会社を選定すること。

##### ア. 契約内容

- |          |        |
|----------|--------|
| (ア) 契約方式 | フリート契約 |
| (イ) 車両保険 | 免責なし   |

- (ウ) 対人補償 無制限 (1名に付)
- (エ) 対物補償 無制限 (免責なし)
- (オ) 無保険車傷害 2億円
- (カ) 人身傷害補償保険 3千万円 (1名に付)
- ※ 熊本市上下水道事業管理者を被保険者として自動車保険契約を締結すること

#### イ 事故処理

- (ア) 事故発生の連絡を受けた場合は、遅延なく事実を調査し、その結果について報告すること。
- (イ) 示談交渉は、保険会社と連携して責任を持って行うこと。
- (ウ) 必要に応じて事故の関係書類を提出すること。
- (エ) 1回の対物事故につき、本局が負担する法律上の損害賠償責任の総額が契約金額を明らかに超える場合においても、本局の行う折衝・示談又は調停若しくは訴訟の手続きについて協力又は援助を行うこと。
- (オ) 本局が負担する損害賠償額の決定に関して熊本市議会の議決を必要とする場合は、当該議決を経た後で、書面による合意を行い損害賠償額を支払うこと。
- (カ) 示談書作成の際は、本局と協議の上作成すること。
- (キ) 全ての事故処理が終了次第、交渉の全過程を遺漏なく書面にて報告すること。

#### 6. 対象車両及びその仕様について

別紙 公用車両の仕様 参照のこと

#### 7. 賃貸借料について

賃貸借料に含むものは下記のものとする。

- (1) 車両登録、納車諸費用
- (2) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税の納付及びこれを証する書類提出
- (3) 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の保険料
- (4) 車検、法定点検等の整備費用及び修理に必要な費用並びにその車両の引取・納車に必要な費用
- (5) 自動車リサイクル料
- (6) 消耗部品の取替費用
- (7) ロードサービス
- (8) 文字「熊本市上下水道局」入れ及び除去費用
- (9) その他車両管理に必要な費用

#### 8. 本局所有車の管理・整備について

管理・整備料には下記に関する費用を含む。

- (1) 自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険の保険料
- (2) 自動車税、自動車重量税の納付及びこれを証する書類提出
- (3) 車検等一切の整備、点検、修理に必要な費用及びその車両の引取・納車に必要な費用
- (4) 自動車リサイクル料
- (5) 消耗部品の交換
- (6) ロードサービス
- (7) その他車両の維持管理に必要な費用

#### 9. 交通安全指導について

- (1) 交通安全講習会を一年度に1回以上開催し、本局職員への交通安全指導を行うこと。

- (2)交通安全講習会の開催日は、本局と協議の上、決定すること。
- (3)本局職員で交通事故を起こした者に対し、本局が行う安全指導への協力、助言及び援助を行うこと。

10. その他特記事項

- (1)車両は全て、日本国の型式認定を受けている四輪自動車の新車であること。
- (2)グリーン購入適合車であり、最新の排ガス規制値適合車とすること。
- (3)事故・故障等緊急時のトラブルに対し24時間年中無休対応可能な体制をとること。
- (4)車両の事故・故障にあたり、24時間以内に着手対応できる修理拠点を、熊本市又は熊本市に隣接している市町に確保していること。
- (5)車両内に社名、保険会社名及び緊急時の連絡先等を記載したものを明示すること。
- (6)本局の検査を受けた後、指定の場所に納車すること。
- (7)納車時には、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを一部提出すること。
- (8)使用済車両は、速やかに車体表示を抹消すること。
- (9)仕様書の記入のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては当局担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

(別紙) 公用車両の仕様

1. 全車両の共通仕様について

- (1) トランスミッション：オートマティック（以下 AT）車に限る。AGS 等のセミ AT 車両は不可。
- (2) 車体色：オプション金額の発生しない白色に限る。白であれば色調は不問。
- (3) ハンドル位置：右ハンドル車両であること。
- (4) ドライブレコーダー：非純正品可。但し、逆光時等でも判別可能な画像が撮れること。
- (5) その他：以下を搭載すること。  
エアコン、エアバッグ、AM/FM ラジオ、パワーステアリング、サイドバイザー、フロアマット、  
その他当該車両標準装備一式

2. 車両ごとの個別仕様及び台数について

(1) 軽貨物自動車 2WD（箱型 ハイゼットカーゴ・エブリィ等と同タイプ）：5 台

規格	軽貨物車（1BOX タイプ）
ルーフ形状	ハイルーフ
駆動装置	2WD
全長×全幅×全高（mm）	箱型バン：3400×1480×1900 以下
文字記入指定	無し
装備特記事項	無し

(2) 軽貨物自動車 2WD（箱型 ハイゼットカーゴ・エブリィ等と同タイプ）：15 台

規格	軽貨物車（1BOX タイプ）
ルーフ形状	ハイルーフ
駆動装置	2WD
全長×全幅×全高（mm）	箱型バン：3400×1480×1900 以下
文字記入指定	有り
装備特記事項	無し

(3) 軽貨物自動車 2WD（トラック ハイゼットトラック・キャリィ等と同タイプ）：2 台

規格	軽貨物車（トラック）
ルーフ形状	ノーマル
駆動装置	2WD
全長×全幅×全高（mm）	トラック：3400×1480×1900 以下
文字記入指定	有り
装備特記事項	幌有り

(4) 小型貨物自動車 2WD（箱型 プロボックス・AD バン等と同タイプ）：1 台

規格	小型貨物車（ライトバンタイプ）
駆動装置	2WD
全長×全幅×全高（mm）	ライトバン：4400×1700×1600 以下
文字記入指定	有り
装備特記事項	回転灯付放送機器を搭載する

3. 指定事項：文字記入指定・装備特記事項について

(1) 「文字記入指定：有り」について

- a. 文字入れする箇所：フロントドア両側面
- b. 文字：熊本市上下水道局
- c. 指定文字フォント：丸ゴシック体
- d. 文字サイズ：1文字あたり 5 cm×5 cm程度

(2) 回転灯付放送設備装備

「2. 車両ごとの個別仕様及び台数について」の仕様(4)については、現在の車両と同等程度のものにするため、回転灯付放送設備を下記のとおり装備すること。

- a. 設置場所：ルーフ上固定
- b. 車載用アンプについて  
回転灯付放送設備用：パトライト & SAP-500 シリーズ同等品  
マイク付。また、それぞれの設置・固定等に関する設備一式を含む。

(3) 前述した仕様 (4) の回転灯付車両については、緊急通行車両として熊本県公安委員会に届け出て、事前届出済証及び標章等の交付を受けること。

4. 想定年間走行距離について

公用車で想定する年間走行距離については、以下のとおりとする。

仕様番号	想定走行距離(km/年)	備考
(1) ~ (3)	6,000~10,000 前後	
(4)	6,000 前後	災害対応で年間走行距離が延びる可能性がある。

5. 使用区域について

公用車の使用区域は、通常、熊本市全域及び熊本市と境を接する地域を想定する。但し、下記の仕様番号については、災害対応や公式行事の為、熊本市外でも使用する。

仕様番号	想定内容
(4)	災害対応の為、日本国内の遠隔地へ派遣される可能性がある。